令５－８肢５

第１　肢の結論

誤っている

第２　甲に現住建造物等放火既遂罪（１０８条）が成立するか。(「焼損した」の意義)

１．問題の所在

甲は，Ｖが居住する木造家屋の押し入れの床にガソリンをまいて火をつけた。

その後，同押し入れ床板が独立して燃焼するに至ったが，他に燃え移る前に消し止められた。この場合に現住建造物放火既遂罪（１０８条）が成立するか。

甲は，意図的に火をつけており「放火した」にあたる。また，人であるＶが居住する木造家屋を対象としているので「現に人が住居に使用し」にもあたる。さらに認識しているので「故意」もある。

問題は，すぐに消し止められ，効用を害されていないので，「焼損した」にあたらず，未遂（１０８条，１１２条）にとどまるのではないか。「焼損した」の意義が問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

独立燃焼すれば，「焼損した」にあたる。本件の場合は，床版が独立して燃焼しているので，「焼損した」にあたる。したがって，甲は，現住建造物放火既遂罪の構成要件にあたるので，同罪が成立する。よって，成立することはないとする肢は誤り。

（２）理由

確かに，「焼損した」という文言から考えると，家屋の効用を失っていなければいけないとも思える（２６１条「損」壊参照)。

実際に，火は，独立して燃焼を始めたものの，他に燃え移る前に消し止められたので，大ごとになっていないと解することもできる。

その結果，現住建造物放火未遂罪の成立にとどまるとも思える。

しかし，不当である。甲は，ガソリンをまいて放火をしている。偶然の事情で，消し止められたことを理由に未遂にとどまるとするのは，既遂となる時期が遅すぎ国民の処罰感情，法益保護の観点から見て問題である。

したがって，このような甲の行為を防止するためにも，既遂として重く処罰する必要がある。放火罪の保護法益は，公共の安全という社会法益である。対象物が，独立燃焼を始めた時点で，抽象的に公共の安全対する侵害，公共の危険が抽象的に発生している。よって，独立燃焼をしたことをもって，「焼損した」と解するのが相当である。

なお，他に燃え移らなかった事情は，具体的な事情として，構成要件レベルではなく，量刑レベルで考慮されるべき事由と解する。

以上